

平成30年 3月 1日

グループ会社における警備業法違反に伴う営業停止処分について

弊社の子会社である札幌交通機械(株)の子会社の札幌工営(株)(弊社の孫会社)について、弊社が業務委託をしている警備業務において、警備員に対する教育及びその記録が適正に行われていなかったことから、本日、北海道公安委員会より37日間の営業停止処分を受けました。

この行政処分により、3月12日から弊社苗穂工場の警備業務が行えなくなりますが、3月1日から他の警備業者に業務委託先を変更していることから影響はありません。

今回のグループ会社の法令違反を厳粛に受け止め、再発防止に向けてグループ全体で取り組みまいります。

1 札幌工営株式会社について

本社：札幌 資本金：28 百万円

株主（出資比率）：札幌交通機械株式会社（100 %）

売上高：702 百万円（平成 28 年度決算）

社員数：174 名（平成 29 年 4 月 1 日現在）

2 行政処分の内容について

警備員に対する教育及びその記録が適正に行われていなかったことから、3月12日から 4月17日までの37日間の営業停止命令を受けました。